

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
建築部 居住企画課	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、未精算のものが1件あった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。	当該概算払に係る精算処理を行った。 再発防止に向けては、所属内の全職員に対し、精算の必要性について周知するとともに、精算処理に遅れや漏れが発生しないよう管外旅費の処理状況を管理する一覧表を作成する措置を講じた。 今後は、法令等に基づいた適正な事務処理を行うよう取り組む。
	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	旅費支給日	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払)</p> <p>第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算)</p> <p>第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	
	A	東京都	令和3年4月2日	30,180円	令和3年4月15日		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年6月3日から同月28日まで）